

# **I. 新型コロナウイルス感染症発生防止の 基本知識及び対応策**

## はじめに

---

介護保険サービスの利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上の特定疾病のある方です。一般に、これらの方々は感染症に対する抵抗力が弱く、また介護施設や事業所で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多いため、介護現場の職員は適切な感染予防対策を着実に行う必要があります。さらに、サービス類型毎の特性、例えば、施設系サービスにおいては利用者が集団で生活する場となっていること、通所系サービスにおいては送迎があること、訪問系サービスでは利用者宅を訪問することなどを踏まえ、その特性を踏まえた対応が重要であり、またいずれの場合においても職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。

感染対策を徹底し、感染症の発生をなくすことが目標ではありますが、仮に感染症が発生した場合には、感染拡大を防止することが求められます。2020年の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の重要性が再認識されたと同時に、無症状病原体保有者からも感染が起こることが明らかとなり、完全に感染症を予防することが必ずしも容易ではないことが分かりました。

このため、日頃から1人1人のスタッフが感染防止のための対策を実施するとともに、介護施設や事業所が、感染防止を実践する組織的な体制を整備し、感染症発生時には感染拡大防止のため、適切な対応を実施することが必要です。また、感染症が発生した場合であっても、差別的にならないよう、利用者・家族・職員の人権に配慮した対応が重要です。

感染対策を効果的に実施するためには、介護職員1人1人が必要な事項をよく理解し実践することが重要であり、本マニュアルを活用いただき知識等の習得に役立てていただくとともに、独自の指針やマニュアル等を作成する際にも参考としてください。

注)

本マニュアルは基本的な感染対策の知識・技術に加え、新型コロナウイルス感染症への対策について記載しているため、感染対策、検査や治療等の変化に応じて見直しが必要です。今後、随時更新・修正されるものであることにご留意ください。